

令和元年度 実地指導における主な指摘事項（総合事業）

（略称）

基準…指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(H11.3.31厚生省令第37号)

解釈通知…指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(H11.9.17老企第25号)

翻…平成31年4月に一部改正、追加されています

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・ 解釈通知第3の一の3(1) 【関連】高齢者福祉サービス等における第三者評価の実施に係る留意事項について	サービス提供の開始に際し、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）について、利用申込者又は家族に説明を行い、同意を得ること。翻
3	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・ 解釈通知第3の一の3(1) 【関連】基準第37条、基準、第104条の2	サービス提供の開始に際し、事故発生時の対応について、利用申込者又は家族に説明を行い、同意を得ること。
2	訪問	3 運営	内容及び手続の説明及び同意		法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護の利用者負担の説明が、1割または2割となっているので、記載を改めること。(H30.8改正) 記載方法→1割、2割または3割、介護保険負担割合証に記載の割合の額など
4	訪問	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・ 基準解釈通知第3の一の3(1) 【関連】基準解釈通知第3の一の3(22)②	秘密保持について、訪問介護員等その他の従事者が、従業者でなくなった後においても、秘密が保持されるよう追記してください。
5	訪問	3 運営	訪問介護計画の作成	・ 解釈通知第3の一の3の(13)①	訪問介護計画書に、担当する訪問介護員等の氏名の記載が無いので、改めること。
6	訪問	3 運営	掲示	・ 基準第32条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていないので、改めること。
7	訪問	3 運営	内容及び手続の説明及び同意		重要事項説明書に、利用者の署名はありましたが、説明日の欄が未記載となっているものがありますので、漏れの無いようにしてください。
8	訪問	3 運営	事故発生時の対応		事故報告書について、職員閲覧の欄に押印のないものがありましたので、確認した者の印の漏れが無いようにしてください。
9	訪問	3 運営	訪問介護計画の作成		訪問介護計画書について、評価（モニタリング）の記載漏れがあるものがあったので、改めること。
10	訪問	3 運営	管理者及びサービス提供責任者の責務	【関連】介護保険最新情報Vol.502	介護従事者による虐待を防止するために研修やメンタルヘル스에配慮した職員面談等を組織的に対応することが重要です。
11	訪問	3 運営	内容及び手続の説明及び同意		サービス提供開始時に、契約事項及び重要事項を併せて説明し、契約書に署名をもらってみえますが、重要事項説明書を改めて作成し説明を行った場合にも、重要事項説明書等に署名をもらうようにしてください。

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
12	通所	3 運営	勤務体制の確保等		勤務実績が、タイムカードの内容と勤務実績表と一致しない日がありますので、適切な管理をお願いします。
13	通所	3 運営	通所介護計画の作成		モニタリング表に、サービス提供月が記載されていないので、何月分のサービス提供分なのか分かるように工夫してください。
14	通所	3 運営	通所介護計画の作成		通所介護計画書やモニタリング等について、ケアマネジャーに交付、情報提供しているとのことでしたが、交付した日付やサインがあると確実に提供したことが確認できるので工夫してください。

令和元年度 実地指導における主な指摘事項（居宅介護支援）

（略称）

基準…指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(H11.3.31厚生省令第38号)

解釈通知…指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(H11.7.29老企第22号)

条例…揖斐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(H30.3.29条例第5号)

報酬解釈…指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1老企第36号)

新…平成31年4月に一部改正、追加されています

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	居宅介護支援	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・基準第4条第3項 ・解釈通知第2の3(1)	利用者又はその家族に対し、利用者が、医療機関もしくは診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えていただくよう、重要事項にて説明し、事前に協力を求めてください。新
2	居宅介護支援	3 運営	運営規程	・基準第1条の2第4項	事業の実施にあたっては、必要に応じて他の相談支援機関との連携に努めなければなりません。運営方針に、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、 <u>指定特定相談支援事業者等</u> との連携を盛り込んでください。新
3	居宅介護支援	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・解釈通知第2の3(1) ・報酬解釈第3の6	居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、懇切丁寧に説明を行い、それを理解したことについて、必ず利用者から署名を得てください。新
4	居宅介護支援	3 運営	運営規程	・基準第18条 ・基準第3条第2項	管理者が主任介護支援専門員である場合は、その旨を記載してください。新 記載方法→管理者（主任介護支援専門員）1名常勤兼務など
5	居宅介護支援	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・解釈通知第2の3(1) 【関連】基準解釈通知第2の3(15)②	重要事項の説明に、介護支援専門員その他の従事者が、従業者でなくなった後においても秘密が保持されるよう加えてください。
6	居宅介護支援	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	・解釈通知第2の3(1) 【関連】基準第27条	事故発生時の対応について、利用申込者又は家族に説明を行い、同意を得ること。
7	居宅介護支援	3 運営	内容及び手続の説明及び同意 掲示	・解釈通知第2の3(1) ・解釈通知第2の3(17)③④	苦情対応窓口の連絡先（担当課や電話番号）に誤りがありますので改めてください。 揖斐広域連合でも苦情受付できますので連絡先を加えてください。

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
8	居宅介護支援	3 運営	指定居宅介護支援の 具体的取扱方針	・ 基準第13条第19号 の2 【関連】 解釈通知第2 の3(7)⑩	主治医の意見を求めて、居宅サービス計画を作成した際には、対面、郵送、メール等により、当該居宅サービス計画書を主治の医師等に交付することとしていますが、交付した記録を残してください。【補】
9	居宅介護支援	3 運営	秘密保持	・ 基準第23条第3項	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。
10	居宅介護支援	3 運営	記録の整備	・ 条例第32条第2項	揖斐広域連合では記録を整備した日から5年間の保存をお願いしておりますので、契約書等の内容を訂正し、利用者に説明を行うとともに、適切に保管してください。
11	居宅介護支援	3 運営	内容及び手続の説明 及び同意		サービス提供開始時に、契約事項及び重要事項を併せて説明し、契約書に署名をもらってみえますが、重要事項説明書を改めて作成し説明を行った場合にも、重要事項説明書等に署名をもらってください。
12	居宅介護支援	3 運営	運営規程	・ 基準第18条 【関連】 解釈通知第2 の2(1)	介護支援専門員が他の業務と兼務していますので、従業者の職務内容に他の業務と兼務できる旨を職務内容に追加してください。
13	居宅介護支援	3 運営	指定居宅介護支援の 具体的取扱方針	・ 解釈通知第2の3(7) ⑥	課題分析項目は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）」に沿うものとなっている必要がありますので確認し、是正してください。
14	居宅介護支援	3 運営	勤務体制の確保	・ 高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対す る支援等に関する法律 第20条	養介護事業を行う者は、従業者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じることとしておりますので、今後、取り組んでください。
15	居宅介護支援	3 運営	運営規程	・ 基準第1条の2第3項	運営方針に、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に偏ることのないよう、公正中立に支援を行うことを盛り込んでください。
16	居宅介護支援	3 運営	苦情処理	・ 解釈通知第2の3の (17)②	苦情については、上司に報告し、組織として迅速かつ適切に対応してください。苦情受付を確認した記録として、上司等の確認印の漏れがないようにしてください。
17	居宅介護支援	3 運営	基本取扱方針	・ 基準第12条第2項	研修等を通して、自らの業務を振り返り、スキルアップを図ってください。また、その記録を残してください。
18	居宅介護支援	3 運営	事故発生時の対応	・ 解釈通知第2の3の (18) ①	事故発生マニュアルについて、作成後、長期間、見直しがされていないようですので、検討してください。

令和元年度 実地指導における主な指摘事項（地域密着型サービス）

（略称）

基準…指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準(H18.3.14厚生労働省令第34号)

解釈通知…指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(H18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

条例…揖斐広域連合指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(H30.3.29条例第5号)

翻…平成31年4月に一部改正、追加されています

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	認知症対応型 共同生活介護	4 運営	衛生管理等	・ 解釈通知第3の二の二の3の(8)③準用	各居室や食堂などに温度計を設置し、施設内の適切な温度管理をしてください。
2	認知症対応型 共同生活介護	4 運営	地域等との連携	・ 基準第34条第2項準用 (基準第108条)	運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録は、公表しなければなりません。事業所への掲示やホームページ等にて公表をしてください。
3	認知症対応型 共同生活介護	4 運営	内容及び手続の説明及び同意	・ 解釈通知第3の一の4の(1)①準用 ・ 解釈通知第3の一の4の(25)③準用	サービスの苦情受付窓口にお住まいの市町村介護保険担当課、揖斐広域連合、岐阜県国民健康保険団体連合会を加えてください。
4	認知症対応型 共同生活介護	4 運営	内容及び手続の説明及び同意	・ 解釈通知第3の一の4の(1)①準用	第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を加えてください。翻
5	認知症対応型 共同生活介護	4 運営	運営規程		法定代理受領サービスとして提供される指定認知症対応型共同生活介護の利用者負担の説明が、1割または2割となっているので、記載を改めること。(H30.8改正) 記載方法→1割、2割または3割、介護保険負担割合証に記載の割合など
6	認知症対応型 共同生活介護	4 運営	記録の整備	・ 条例第128条第2項	揖斐広域連合では5年間保存と定めていますので訂正していただくとともに、適切な管理に努めてください。
7	認知症対応型 共同生活介護	4 運営	内容及び手続の説明及び同意	・ 解釈通知第3の一の4の(1)①準用 【関連】 解釈通知第3の一の4(23)②準用	重要事項の説明に、認知症対応型共同生活介護従事者その他の従事者が、従業者でなくなった後においても秘密が保持されるよう加え、職員に徹底をしてください。